

第六十八回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第十三号

(二七〇)

昭和四十七年四月十四日(金曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 小塚 柳多君

理事 宇田 國榮君

理事 徳安 實藏君

理事 内藤 良平君

理事 河村 勝君

石井 一君

小此木三郎君

佐藤 守良君

羽田 孜君

増田甲子七君

井岡 大治君

齊藤 正男君

田代 文久君

出席國務大臣

運輸 大臣 丹羽幸四郎君

出席政府委員

北海道開発庁総務監理官 山田 嘉治君

北海道開発庁主幹 首藤 泰雄君

運輸政務次官 佐藤 孝行君

運輸大臣官房長 高林 康一君

運輸省港湾局長 栗栖 義明君

運輸省自動車局長 野村 一彦君

委員外の出席者

運輸省自動車局整備部長 隅田 豊君

運輸委員会調査室長 鎌瀬 正巳君

四月十三日

関西新国際空港の建設反対に関する請願(土井たか子君紹介)(第二四三九号)

第一類第十号

運輸委員会議録第十三号

昭和四十七年四月十四日

同(土井たか子君紹介)(第二四八二号)

同(土井たか子君紹介)(第二五二六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

同(土井たか子君紹介)(第二五九六号)

○小室委員長 此の際、丹羽運輸大臣から発言を求められておりますので、これを許します。丹羽運輸大臣。

○丹羽運輸大臣 ただいまは、北海道開発のため、にぎはな港工事に関する法律の一部を改正する法律案について、慎重御審議の結果、御採決をいただきます。まことにありがとうございます。

○小室委員長 次に、道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、順次これを許します。井岡大治君。

○井岡委員 先日来、同僚の委員から、連日におたつて、車検の問題について、非常におそろそかではないか、たとえば茨城の問題、長野の問題あるいは北海道の問題等々が、車検の怠慢というかあるいはおそろそかというか、そういうことで見過ごされてきておる、こういうことでかなり強い御批判なり御意見が出ておったことは御承知のとおりです。先日の自動車局長の答弁では、通達を出した、あるいは茨城においては、東陸の整備部長を送って監査をやった、こういうふうに言っておいてはなりませんけれども、単に問題が出たところだけではないかと私は思ふのです。やはりこの種の問題は各都道府県にもあるのではないかと、こういうふうに私は心配するわけですが、したがって、これらの問題について、大臣として、単に通達だけというのではなしに、あらためて監査をするあるいはやらす、こういうような御意思があるかどうか、この点お伺いしておきたいと思ひます。

○丹羽運輸大臣 ただいまの陸運事務所に整備工場その他に対する監査につきましては、いろいろ過去におきまして遺憾の点がございまして、行政監察局からもその点を指摘されました。また本委員会におきましてもいろいろ御指摘をいただいた次第でございますが、運輸行政を担当する私といたしましては、まことに遺憾に存する次第でございます。こういうようなことがあったならば、

ば、交通の安全を確保する、整備の安全を確保するといふ趣旨からまいりまして、最もこれは残念なことではございまして、早急にこれを改正することが必要だと思ひ次第でございます。

井岡先生からの御指摘もいただきました。これはただに茨城県あるいは長野県というところだけでなく、全国の陸運局と陸運事務所全体に對して、あらためてそういう点今後再びそういう指摘を受けるような事態を起さないように十分に注意をする通達も発するつもりでございます。また、自動車局長をいたしましてそれらの監査を十分とらしめる覚悟でございますので、ひとつ一そうの御指導、御鞭撻をお願いする次第でございます。

○井岡委員 大臣から十分関係当局に通知をするといふことでございまして、ぜひひとつやうていただきましたと思ひますし、これに同様のことをお尋ねするのはどうかと思ひますけれども、自動車局長に早急に指定工場、これを各陸運局とあるいは事務所ごとにもう一度洗い直すという気持ちがないかどうか、この点お伺いしておきたいと思ひます。

○野村政府委員 ただいま大臣からお答え申し上げましたとおり、今後この問題はますます重要でございまして、私も自動車局長をして厳正な業務をやらなければならぬので、現在指定工場につきましても計画的にすみやかに監査をするといふことで、その責任体制というものをもう一べん洗い直すと思ひますか、そういう再監査をぜひやうたいと思ひております。

○井岡委員 この問題は、いま、たまたま車庫法の一部改正の法案が出ておることもありますが、しかもこれは後ほどお伺いいたしますけれども、軽自動車ほとんど指定工場においてこれをやらす、検査場においてこれをやらす、こういうことでございまして、この機会をはずしたのでないかと私は思ふのです。したがって、すみやかにやうていただきます、このことをもう一度お伺いしておきたい、こう思ひます。

○野村政府委員 指定工場の監査につきまして、計画的に監査をするといふことは、できるだけ私どもも従来ともやうておつたつもりでございますが、今回の御指摘にかんがみましてもう一度方法、時期等につきましてもできるだけすみやかにやうという方向で検討したいと思ひます。

○井岡委員 同時に、私はこれらも協会をおつくりになっておると思ひますが、もし協会をおつくりになっておるとするならば、協会の役員といふのは一体何を考へておるか、少なくとも政府の機関を代表して委託をされた問題をおろそかにする、私はこういうことではいかないと思ひます。ですから、大臣に、すみやかに協会を呼んで厳重な注意をしていただきたい、このことをお伺いしたいと思ひます。

○丹羽運輸大臣 ただいま御注意をいただきました。まことに恐縮でございます。そのとおりでございますので、すみやかに協会を招致いたしました。私があれでございまして自動車局長から十分に注意をすつもりでございます。また、地方の陸運関係でございまして陸運局長から注意をさせます、こういうことにいたしたい、こう思ひておる次第でございます。

○井岡委員 同時に、私はこういふおそろそかにするより左検査員、こういうものに對してどういふ処置をとつておいでになるか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○野村政府委員 過去におきましても、指定工場の監査についてはいろいろと行政上の処分といふことをやうてまいつたわけでございますが、現在までに検査員で非常に重大な不正を働いたものに対しては解任命令を発する、それから事業者に対しては事業の軽重に應じてやうておるわけでございますが、実は昨年あの不祥事件と申しますか、行政監察の指摘がありました直後、私もものほうから通達を出しまして違反を犯した事業者に対しては、法令に基づき保安命令、業務停止、事業停止、認証の取り消し等を含む厳格な行政処分を行

なうようにしろといふことを私から昨年六月に各陸運局長に通達をして、それを実行しておるところでございますが、さらにいま申し上げましたような処分を——事前の予防、監督が第一でございますが、不幸にしてそれで救い得なかつたものについては、事後のそういう行政処分を含む厳正な措置をとるということでございます。

○井岡委員 さらにこの問題について私はお尋ねをしたのですが、いま大臣なりあるいは局長から厳重な措置を講ずる、こういうことでございましてからあえて申し上げませんけれども、少なくともこれだけ事故が多発をして——もちろん検査それ自体に私は直接関係があるとは思ひません。いろいろございましてけれども、世間で交通戦争などといわれておるときに、政府の代行機関である指定工場がみずから手を抜いて、そういう事故の原因をつくつておる。私はこういうことではいけないと思ひます。ですから、言われたように予防措置、それはそれなりでいいわけですが、もしそれをおつた者については必要以上の罰則を考へていいのではないかと。そうでない——今後軽自動車並びに一般車検も含めて七割までは民間に委託をしよう、こういう御趣旨のようでございますが、この点をさらに徹底をさせ、こういう必要があるのではないか、この点もう一度お伺いしたいと思ひます。

○野村政府委員 ただいま先生おっしゃいましたように、民間の整備能力、車検能力といふものをできるだけ活用して能率的な検査をやりたいといふことでございまして、それを前提として当然民間のそういう指定整備事業者が厳正公平な検査をするといふことが何よりも必要でございます。したがって、今後ともその監督につきましては、事故の防止といふことを第一にやうておる、同時に、万が一そういう不正等がありました場合には、これは従来にも増して厳重に措置をするといふことは私も当然心得なければならぬこととてございまして、先生の御趣旨をくみまして今後一そう厳格にやうといふことを措置いたしたいと

思いますので、よろしく御指導をお願いいたします。

○井岡委員 では、この問題は御要望申し上げておいて、次に入りたいと思います。

五章の二に軽自動車検査協会、こういうのがありますが、検査協会の規約あるいは規約の要綱、こういうものがもうすでにできておるのかどうか、この点をひとつお伺いしたい。

○野村政府委員 ただいま先生、検査協会の規約というふうに御質問ございましたが、私も現在考えておりますのは、この法律で定められたい業務をやることにつきまして、先般の岡谷先生の御質疑に關連して提出をいたしました業務方法書のあるいは検査事務規程の案、省令案というふうなものを、これは運輸省で定めるものでございまして、そういうものの案、あのような案を練っておくところとございまして、協会自身の業務規程と申しますか、それはこれからこの法律が成立しまして発起人がそういう計画を立てるわけでございますので、現在の段階におきましては協会自身のものはまだできておりません。

○井岡委員 私はそこがやはり問題だろうと思っております。なるほど規約それ自体は協会がおつくりになる、それでよろしいわけですが、少なくともこれとこれとこれということは明確にしたものでなければいかぬと思うのです。そういう意味で私は、少なくとも法案を提出される以上はそれらのことを考えておいてなるのだらう、こういうふうにおつちやるのですか。

○野村政府委員 先生のおつちやる御趣旨は、おそれく、七十六条の十に「発起人は、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならぬ」ということがございまして、その定款案とか事業計画書というものは用意はあるかという御質問であるとすれば、先ほど私が申し上げましたようなことで、これはまだないわけでございますが、私ももととしてこの法案を提出するにつぎましてどういふ業務の内容をするか

ということについての案はもうあるわけでございます。それにつきましては、もちろんこれまた正式な文書の形になっておりませんが、たとえばこの組織といたしましては、中央に理事のものとに総務、経理、業務、検査という四部を置いて、約四十人の職員を配置する。それから地方には、北海道は各陸運事務所の所在地ごとに七カ所、その他の都府県につきましては、それぞれ五十名の支所を置く。そして全体の職員は大体五百三十名ぐらいの職員を見込んでおります。そしてこの協会が設置しますところの検査場の施設等の基準的な坪数、それからその検査上屋の配置とか、そういうことについては実態的に案を持っておるわけとございまして、そういう正式の文書としては事業計画案といふものはございせんが、いま私が申し上げましたような事業の内容についての計画は、当然私も持つておる次第でござい

ます。○井岡委員 北海道に七カ所、ほか各都府県に一カ所、こういうことですが、私はこの際ひとつ要望しておきたいと思うのです。それは、兵庫県のような場合、中国山脈を隔てて南と北になっているわけですが、これはほかのところはよろしゅうございませうけれども、少なくとも兵庫県の場合は表日本と裏日本を分けて二カ所くらいつくらないと、城崎のほうから神戸までやってくるというたつて、これはなかなかたいへんなことだらうと思ふのです。ですから、この点要望しておきますが、そのために人間がかりに五人なり七人なり要つたからといって、先ほど申し上げるように、交通戦争などといわれる悪評を買つておることでございまして、行政としては考えるべきじゃないか、こう思うのですが、どうですか。

○野村政府委員 ただいま申しましたように、一つの府県に原則として一カ所ということとでございしますが、これは支所という単位で一カ所でござい

まして、その下に、まだ名称はきめておりませんが、たとえば東京なんかでは当然一カ所では済まされません。御指摘の兵庫縣についても同様な事情かと思ひますが、その下の、たとえば分室みたいなものをつくるかどうかというところは、これも実情に応じて考えられますし、もう一つは、普通車についてやっております出張検査というものをいたしまして、検査を受ける方がその支所までいはいでならなくても、一定の距離があり、あるいは時間的に相当かかるというような地域で、かなり検査の需要がある地域には、いま普通車についてとっておりますのと同じような検査員を派遣して、そこで検査をさせるといふような方式も併用してやる、そういうようなことを考へまして、できるだけ検査を受けられる方に不便を来さないようにしたい、こういうことを考へております。

○井岡委員 かなり考へておいでになるようですが、私は出張検査といふのはできるだけ避けるべきだと思ふのです。ということば、行つて、そしてそれをやるということではございませうけれども、日体もこれは悪いことではございませうけれども、日本人の習性として申しますと、とにかく避山の気分が出てくる。あそこに行つてといふような気分になつてくる。私はそういうことではいけないのじゃないかと思ふのです。ですから、せっかく支所をこしらへるというのであれば、できるだけ支所という支所をたくさんこしらえてやるというところが必要じゃないか。同時に、その支所の検査員等の教育といふものを、訓練と申しますか、できればそういうものを月に一回くらいやる。こういうことを考へていんじやないかと思ふのです。この点、どうでしやう。

○野村政府委員 出張検査につきましては、従来の普通車についてもやっておりますが、先生御指摘のように、最も望ましい姿は、やはり役所といひますか、協会なら協会において検査をするというところとでございまして、その支所のさらに下部機構の設置については、十分実情を見まして検討

したいと思ひます。

それから研修でございますが、この協会発足当時、こういう資格を持った検査員となり得べきものは、民間からも来られるでしょうし、あるいは一般の機械工業の方が来られるということがありまして、これと同じような審査官と申しますか、審査能力を付与させるためには相当の研修をやらなければならぬと思ひますので、当然これは各地の陸運局あるいは陸運事務所が研修については協力をして、講師となつてそこへ行つて講習をするとかあるいは学校の専門の先生方に技術的な講師をお願いするといふようなことは十分計画をいたしておりますので、そういうことで、業務がらいつぱに遂行できるような研修についてはぜひ力を注いでやりたいと思ひております。

○井岡委員 そこで問題は検査の干渉、あるいは無検査でこれを通す、これはあったことですが、そういうことがあつてはいけません。軽自動車の所有者は普通自動車との対抗的な意識を持つておるだらう、こう思ふのです。これは一つの事例ですが、お隣の予備さんのことなんです。最初は軽自動車を買つてくれ、こういうことで買ったわけですが、自分が軽自動車であつておると、高速を走るとどうも見劣りがする。こういうことでおとらさんに、普通自動車を買えといふことで、そのおとらさんから、どうしたものだらうかと相談を受けました。こういうふうには、やはり若い運転手といふのは劣等感のようなものを持つと思ふのです。ですから、これらの問題について考へるために、必要以上に検査を厳密にしなければいかぬのじゃないか、こういうふうには思ふわけですが、そういうことと、少しでも手抜きをやつておるといふようなことになると事故の原因になるのじゃないか。この点を特にお願いをしておきたいと思ふのです。

そこで七十六条の六に「協会は、その名称中に軽自動車検査協会という文字を用いなければならぬ」と、協会でないものがその名称にいかかわしい名称を用いるおそれなしとしないので、用いな

ければならない、こういふようにいつてゐるわけですね。しかし、こういふように検査を民間に委託することである、その会社というか整備工場というか、一つの大きな、どういったらいいですか、特権というやうなもの、優越感というやうなものを感ずる。こういふことでよいに入らないうかといふことではないか、わしい名前をつける。たとえば、六に「軽自動車検査協会」という文字を用いなければならない、こういふことをいつておられますが、これは看板でしよう。そこで検査工場協会というようにするやうな業者がないとも限らないと思ふです。だから、この点がもっと明確になるやうな方法はないのかどうか。これをひとつお伺ひしておきたいと思ふのです。七十六条の六に「協会は、その名称中に軽自動車検査協会という文字を用いなければならない。」「協会でない者は、その名称中に軽自動車検査協会という文字を用いなければならない。」「こう書いてあるのです。しかし検査工場といふか、協会の会員の、検査工場といふか、工場の場合に、これに類似した名称を付する工場が出てこないとも限らないと思ふのです。こういふ点を一旦断然と識別できるやうな方法をもう少し考へる必要があるのではないか、こう思ふのですが、この点どうでしょう。

○野村政府委員 先生御指摘の趣旨はよく理解できるわけですが、たとえば、将来軽の検査指定、いわゆる指定整備事業者の団体ができる場合に、それが軽の何とかが協会というやうな名前を使うおそれがあるのではない、その識別をもつと明確にしろといふ御趣旨でございますが、そういうことにつきましては、私も懸念がなきにしろありません。七十六条の六にありますが、いわば名称を登録をして、軽自動車検査協会という文字を用いなければならない、それからこれ以外の者は軽自動車検査協会という文字を用いなければならないと規定してございしますが、これと表現は違ひますが、似たやうな理由は、現在の道路運送車両法に基づきまして、これは民法法人でございすけれども、自動車整備振興会という団体がございす。これは一般の整備事業者、そのほかにメーカー、ディーラーも一部入つておられます。整備事業者が主として整備業務の振興といふか、そういうものの改善をはかるための団体でございす。道路運送車両法九十五条には、「自動車整備振興会の文字を用いるものは、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進するため、左に掲げる事業を行う」と書いてございまして、同じく九十六条に「前条の法人以外の者は、その名称中に自動車整備振興会の文字を用いなければならない」とございす。これと同じ趣旨のものでございす。したがいまして、協会という名前が、あるいは民間の普通の団体と非常に似ておるといふことは私も実は考へておるわけでございます。これをたとえばセンターという名前にするか、あるいは検査所といふ名前にするか、いろいろ考へたわけでございますけれども、検査所といふと、今度は物理的な検査をする場所とこの協会の組織とが混同するといふやうなこともございまして、協会といふ名前を使つたわけでございます。しかし、いま協会といふものは、これは事業者団体の協会と非常に間違ひやすいといふ懸念がございすので、これは名称の問題として、もし他に適當な名称があれば、私もは名称にこだわるわけではございせん。

○井岡委員 やはりできるだけ識別のできるやうな方法をとつていただきたい。このことを要望しておきます。

○野村政府委員 自動車の安全性の確保については、七十六条の九に「協会を設立するには、自動車の安全性の確保について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。」「この学識経験者といふのはどんな人ですか。

○野村政府委員 自動車工学についての専門的な知識を有される方、あるいは自動車の交通の安全についての学識経験を有する方、あるいはこのやうな検査業務についての学識経験を有する方、ここにございすやうに、やはり自動車安全性の確保について学問的な知識を持つておられる方、あるいは実際の経験に基づく見識を持つておられる方、そういう方をこれが包含しておるわけでございます。

○井岡委員 一般的に言つたらそれでよろしいけれども、たとえば実際問題としてどういふ人をさすのですか。

○野村政府委員 私どもがいろいろとお話を伺つておりますのは、運輸省の運輸技術審議会の自動車部会の委員をしておられる方々の中に、そういう機械工学とか、自動車工学の学者の方もいらっしゃるやうです。それから一般の民間の事業者の中にも自動車の製造あるいはその検査といふことについての経験、学識を持つておられる方もおります。そういうやうな方が——この協会といひます。そういうやうな方が——この協会といひます。その要請としてやるべしといふやうな御意見もかねがね拝聴しておりますので、具体的にはそういうやうな方々が、ここにいう学識経験者として具体的に考へられる方々だろうと思ひます。

○井岡委員 これはいまの場合、だれをどう、こういふことは言へないでしうけれども、少なくともやはり私は、かなり権威のあるものにしてもらいたい、このことだけをお願いしておきたいと思ひます。

○野村政府委員 規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、軽自動車の安全性の確保に寄与することが確保であると認められるときは、設立の認可をしなければならぬ。」「こういふやうにうたつて、一定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けてゐるとき、」「こういふことでございすが、これについては、すでに草案があるのぢやないですか。そうでないといふことにならぬと思ひます。

○野村政府委員 この草案といひますが、先ほど申し上げましたやうに、この検査協会を設立する

には、設立発起人がまづきまりまして、その発起人の方が定款及び事業計画書を運輸大臣に提出をして、運輸大臣が七十六条の十一によつて審査をする。そこで初めてこの七十六条の十一の一号、二号に書いてありますやうなことに對しての審査をするわけでございますので、まだ現在設立の発起人もまづおるわけでございます。その意味で、まだここにいひますところの定款及び事業計画書の案といふものはございせん。

○井岡委員 私は、こう書く以上は、これは早急につくつておかなければならぬのぢやないかと思ひます。」「定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けてゐるとき、」「こういふことですから、そうでないと、それが虚偽でそれが記載漏れになつてゐるのかどうかといふことがわからない。こういふやうに思ひますが、この点はどうですか。

○野村政府委員 記載事項につきましては、七十六条の十にございすやうに「事業計画書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。」「その省令の考へ方といたしましては、協会が軽自動車の検査、これを円滑に実施するために必要な基本的な計画で設立に際してつくられるものでございす。その記載事項は用地の取得に関する事項、施設設備の配置に関する事項、検査要員の育成、研修に関する事項等とする予定でございす。」「そのやうな内容の省令がございまして、その省令にのつて、その記載事項が漏れてゐないか、あるいは虚偽の記載事項がないかといふことを審査するわけでございます。それでそれから、事業計画書に記載すべき事項を運輸省令で定めて、そしてそれに基づいて計画書が出される、こういふ段取りでございすので、現在の省令の内容といたしましては、いま私が答へいたしましたやうな内容を予定しておるわけでございます。

○井岡委員 そうすると、七十六条の十の二の省令については大体の案を持つてゐる、こういふことだといふやうに理解していいわけですね。

○野村政府委員 そのとおりでございます。

○井岡委員 そこで、これは大臣にお伺いします、非常に大事なことです。お役人だけにまかして私に決して落ちておるとは考えません。考えませんけれども、少なくともこれだけ大きな事業をやるわけですから、大臣がこの設立にあたってこれだけいかどうかというように、たとえば学識経験者に諮問をするというように、たにおやりになってはどうか、こう思うのですが、この点はどうか。

○丹羽國務大臣 ただいま井岡先生から御指摘がございまして、確かに何と申しまして事業におきましては計画内容が一番肝心でございまして、計画内容のいかんによりましてその事業の成功の成否がかわっている、こういうことでございまして、御趣旨を十分体しまして、正式にそういたしました。ような委員会をつくるつもりは別といたしまして、こういったことについて先生のような専門の方々の御意見は十分にこれを伺いまして、その上この決定をいたしたい、こう思っております。第でございまして。

○小峯委員長 関連質問を許します。斎藤正明君。

○斎藤(正)委員 お許しをいただいて、井岡委員の質問に関連して若干お尋ねをいたしたいと思っております。いま問題になっております七十六条の軽自動車検査協会の設立の規定でありますけれども、過日河村委員から詳細なお尋ねをいたしました。どうも解せぬというような態度表明がございまして、私もその後井岡委員の質問に関連を考えていたわけでありまして、この際明らかにしておきたいと思っております。

すなわち、この種の法律、たとえばここでいうならば七十六条の三、軽自動車検査協会は、法人とする。とか、七十六条の四の「協会は、一を限り、設立されるものとする。」とかあるいは七十六条の五の「協会の資本金は、一億五千万円とし、

政府がその全額を出資する。」このようなく、以下もずっとそうでありまして、法律というものはこれが最初ではないわけ、過日も法制局にお尋ねをいたしたようでありまして、これに類した法律というものは運輸省関係はもろんのこと、ほかの省庁関係でもけっこうですけれども、一体どういふものがあるのか、局長御存じですか。

○野村政府委員 ただいま斎藤先生の御質問になりました。これと類似の規定の協会といえますか認可法人につきましては、たとえば繊維工業構造改進黨業協会といふのがございまして、これは特定構造改進黨業臨時措置法の第二十三条に基づきまして設立された認可法人でございまして、その二十三条に「協会は、一を限り、設立されるものとする。」と書いてございまして、それから、同様のものが海洋水産資源開発センター、これは海洋水産資源開発促進法に基づいてございまして、それから海洋科学技術センター、これは海洋科学技術センター法に基づいてございまして、以下情報処理振興事業協会、預金保険機構とか下水道事業センター、こういふようなものがございます。ただいま先生からお尋ねのような、一を限り、設立されるものとする。という規定、それから政府がその全額とかあるいは半額とかこういふものを出資するといふような類似の規定がございまして。

す。全額政府出資といふのは、これが私どもの調査では一つの例でございまして。そのほか、海洋水産資源開発センター、これにつきましては政府と政府以外のものが出資する場合の合計額を資本金として書いてございまして、これは現在の資本金は二億といふことで、五〇％国が出資する、こういう規定になっております。

○斎藤(正)委員 そこでもう一つ伺いたいの、これもまた斎藤委員、その資料は古い、回収をいたしたのですと言うならば別です。過日、運輸省自動車局からいたしている資料に、軽自動車検査協会の収支計画案なるものがあります。これを見ますと、四十七年度は二千万の赤字、四十八年度は一億三千百万の赤字、平年度と思われる四十九年度から二億二千万の赤字、五十年度も一億七千万の赤字、五十一年度も一億二千四百万の赤字、こういふ、もちろん案ではありますけれども、軽自動車検査協会の収支計画案なるものがあるわけでありまして。私は、全額政府が出資をしておいて事務的な手続を進める、四十七年度の赤字一億四千八百八十万の赤字検査でありまして、事務所ができて、人を雇ったりして仕事はしない、四十八年度の前半の赤字、これは当然だと思っておりますけれども、実質的な検査を始めた四十九年度にはすでに二億二千万の赤字を予定し、以下ずっと一億数千万の赤字を予定している協会であるわけでありまして。その資料はだめです、撤回しますというなら別です。そのさういふことを考え、一つは全額政府出資であるといふこと、一つは平年度になればかまうか、二億何千万の赤字になっている。これを一つしか許さない。しかも発起人七名で発意をして必要な手続をとれば設立認可をするのだといふことは、どう見ても合点がいかぬ。ほかの、先ほど言われました法人は、繊維工業構造改進黨業協会を除いて民間からも金を集めているわけでありまして、これは民間から金が入っていれば営利といふよりなことも多少は考えられる。全額政府出資でありながら平年度になればかまうか、しかも

それは一つしか許さないのだ。しかもそれは大体予定のコースで設立準備が進んでいるし、理事長候補も監事候補も大体見当がつくというやうなことはどうも許されぬ。どういふことで平年度はもうかるといふやうな資料になっているのか。それはばく大な赤字をかかえ、オール借金でやっていくんですからわからないわけでもありませんけれども、もうかるなどという検査協会が国の代行機関としてあつていかどうか、私はどうしても合点がいかぬ。納得のいく御説明をいただきたい。

○野村政府委員 ただいま先生が御指摘になりました収支でございまして、一つははなはだ恐縮でございまして、ただいま先生御指摘になりました数字は昨年私どもが検討しておりましたときの過程で一つの試算としてつくったものでございまして、全額政府出資の協会の案が固まりました現在といたしましての収支と多少違います。

○野村政府委員 ただいま先生が御指摘になりました収支で見ますと御指摘のように四十七年度は収入はゼロでございまして。しかしながら支出にいたしましては、人件費も要りますし、建設費その他の諸経費も要ります。さういふことで私どもの見込みでは四十七年度は一億七千五百万の赤字になるであろう。それから四十八年度はお説のように後半で検査を開始いたしますので、九億ほどの業務収入を見込んでおります。したがってこれに支出もふえますけれども、結局五億五千万ほどの赤字になるであろう。四十九年度の単年度、これは御指摘のようにこのときからフル稼働をするわけでございますから、平年度と考えますと、この時期におきましては大体収入が単年度で十九億、支出が約十七億といふことで、この単年度では二億ぐらいの赤字が見込まれる。しかしながらこれを通算いたしてみますと当然前の繰り越しの赤字があるわけでございますから、継続をいたしてみますと累積の赤字はまだ四十九年度で消えないというわけでございます。協会が収益をあげてもうかる、これは協会の性質からさういふことがあ

○野村政府委員 先ほど申し上げました繊維工業構造改進黨業協会、これは一〇〇％国の出資でございまして。そして当初の資本金は五億でございまして、現在は十八億に増額をされております。

○野村政府委員 先ほど申し上げました繊維工業構造改進黨業協会、これは一〇〇％国の出資でございまして。そして当初の資本金は五億でございまして、現在は十八億に増額をされております。

り得べきものではございませんで、これは私どもとしてそういう資金計画あるいは収支計画を考へますときには、当然協会は収益をあげるような性質の協会ではございませんから、そういう配慮をいたすわけではございません。しかし固から出資を受けた金あるいは民間から予定しております長期低利の融資を償還していくという事で、いわばこれはほとんど人によって初めて公益的な業務をやる協会らしい経理内容になるという事でございいます。そういうつもりでこの資金計画も実施していきたくて考えております次第でございます。

○丹羽国務大臣 先ほど来話を聞いておりました、この間も斉藤先生から御質問がございましたときに、私のほうから出した資料、これが非常に間違つておる、それも御訂正を申し上げました。また、いま聞いてみますと、そういう点ではなはだ連絡不十分である、何とも申しわけない次第でございます。せっかく貴重な御審議をいただきましますときに、そういう訂正をするものなら訂正をする事事前に連絡するのが当然でございまして、将来十分戒めておきまして、御審議に支障のないようにいたしたい、あらためてひとつ申し上げておきます。

○斉藤(正)委員 大臣からそう言われてしまいましたと、あと追及のほこ先が人情として鈍るわけですが、そういうことならことでよろしいのです。が、勘ぐると、これは昨年八月の資料でございすから、大蔵へ予算要求をするのにこういう資料を用意して、初めはたいへんだけれども、実施すれば単年度からとんとんになって御迷惑はかけません、何とかしてここで一億五千万出してくだされと二億出してくだされというふうな資料に使つたらまあいいですよ。大蔵への予算要求というのが容易でないことは私も知っていますので、資料に使つたのならいいのだけれども、いま法案審議をやつていながら、私の資料つづりのように新旧取りまぜて入つておつて、私はそれをたよりにお尋ねをしているわけではございますから、当然もうかるなんというよりなことは許されな

い。累積赤字を埋めていつて、なるべく早くとんとんになって、とんとんになった晩には検査料を下げて合理化をやるべきだというように私は思ふわけなんです。

それから、もう一つだけお聞きしたいことは、国民の知る権利、知らせる権利というよりなこと、国会は論議がはなやかでありましたけれども、この法律が参議院を通過成立しなければ一億国民というのには知らないわけですよ。これが成立して公布されて初めてあつた自動車検査が正式に法律で定められたぞ、検査協会が設けられたのだという事がわかるわけですね。手取り早い者は運輸委員会であろうものをやっていると、これを聞いておる方もしれない、あるいは業界は新聞その他で知っているかもしれない。しかし大方は知らないわけですよ。そこで私もこれを知つたので、たまたまの話を、私が意を通じて七人の発起人をつくり、所定の手續を経て協会設立の申請をしますよ。運輸省のほうでは運輸省のほうで、心ある人にやらせるのでありましよう。河村質問で問題になりましたけれども、競願という事がありますね。その際、本法に規定された内容をチェックして、私の声のかつた発起人の申請はだめで、それで運輸省が意図しているほうへ認可を与える。これはそうだと思うのです。その場合行政訴訟に持ち込む。私の申請した法人を却下して、運輸省のほうがかりの法人を認可した。運輸大臣は権限行使を誤っている、越権行為だということ行政訴訟をする。その場合に行政訴訟の結論が出るまで正式な発足はしませんか。それとも法律でもうきまつていのですから、行政訴訟中であっても強引に一方的に認可した協会に業務をやらせまうか、いかがですか。

○野村政府委員 ただいま先生の御設例でございませうけれども、その中で私も一つ明らかにしたいのは、初めから意図的に、たとえば私も聞いておる発起人の方あるいは私も話を聞いておる発起人の方を通して、いま先生が御設例になりましたような別の者が出てくればこ

れはだめだというふうなことを意図的にやることは毛頭ございませぬので、これは計画内容を審査していいほうを認めるというのがたてまつてございいます。しかし万一却下になったほうから行政訴訟が提起されておるといふことになりまうと、これは法律的には、運輸大臣が設立を認可した者が、認可を受けて準備を進めるといふことは、法律的にはこれはできると思ひます。しかし万一そういう客観情勢になりますと、この検査という大車業務の実施がスムーズにならないと思ひますので、その辺は大臣等の高度の御判断で実際の業務がどうなるかといふことになるかと思ひますが、法律的には大臣が自分で実際に認可したものは法律に従つて業務を進めていくといふことは、これはできると思ひます。もちろんその間には行政訴訟に付帯して、何といひますか、仮処分といひますか、現状を変えないといふような仮処分申請が出るか、いろいろな法律的な、法廷で争われればそれは非常にむづかしいと思ひますけれども、私の点あまり詳しくございませぬが、一般的に行政の常識論といひましては、法律的には事務を進められる。しかしその辺大臣の政治的な御判断からどういう処置をされるかといふことは、そういう具体的な事態に依つて大臣が決心をされる、こういうことだと思ひます。

○斉藤(正)委員 先ほど教例をあげられて、これに類した法案はしかじかかやうだといふような説明がございしました。私の手元にも教団体があるわけでありまして、私はこのうちどれが一番初め成立したかはつまびらかではありませんけれども、どうもやはりこういう形の法律といふのはすつきりしない、何か裏があるような感じがしてしやうがない。それからだれでもこの法律を知悉をし、よし軽自動車検査協会の認可を受けようと思つて出願すれば、それを拒む何ものもない。そうして、大臣が決議をして一つにきまつた場合に、不服の申請をして裁判に持ち込むといふようなことはあり得るわけなんです。その際受けて立つ。そうしてまた、なぜこちらがよくてこちらがだめだ

というふうな大臣のものをさすね、これも非常にむづかしいと思ひます。それから、法そのものにだれが申請してもかまわないのだといふ余地が残してあるものであつて、しかも一つしか認可をしないといふこと。それには絶対といひいほどの権限もある。しかも訂正はされましたけれども、平年度になれば赤字になつていって、ばく大な借金も十年もやれば完全に完済できるというふうな形のものには国民にとっては非常に注目すべき内容を持っておるし、禁止事項その他がたぐさありますけれども、私はやはり憲法違反の疑いは十分あつて、ほかに申請者があつた場合には慎重に配慮をしないといふへんな問題になるというふうに思ひます。

最後に、大臣の所見を伺ひたいと思ひます。

○丹羽国務大臣 ただいまの認可法人がただ一つである、それと所定の条件を備へたものは、これは認可をしなくてはいかぬといふ法律の法体系につきまして、私も法律に詳しくございませぬが、しろうとでございまして恐縮でございませぬが、しろうととして考えまして、どうもその書き方というの、きのうからの御質問もございしましたが、どうもやはり御質問のような疑念があるのではないかと、いふに私もちょっと考えておつた次第でございいます。この法律をつくりました一番の専門家の法制局と十分協議をしまして、こういう法体系で必ず一つになれるといふことで自動車局もこの法案をまとめた。昨日も法制局から専門家が参つておりまして、それとたしか松本先生にいろいろ御論議をいただきました次第でございまして、私もしろうとながら聞いておりますと、御苦勞だといふような感じもいたした次第でございませう。

それで一応法律体系としては差しかえないといふことでございませうが、事実上そういうふうな問題が起つてまいりまして、その適格条項というものがはたして一つにしばれるかどうか、二つ出た場合にはどうするかという場合には、やはりどちらが適当であるかといふ認定になつてくる間

題があるのではないかと思います。しかし、それをしてしなければならぬということになりますと、一つはどうしても不適格という判を押さなければならぬということでございますが、その点はひとつ十分に内容をよく調べて、いよいよ眼光紙背に徹するというようなそれほどのあれはございませぬけれども、皆さまの御期待に沿うようなりっぱな法人をつくりたい、こういうふうに思っておりますので、ひとつ御了解をお願いしたい次第でございます。

○齊藤(正)委員 終わります。

○井岡委員 いまの齊藤委員のお話ですが、ですから私は単に設立するのではなく、出てきたから通すというのではなく、やはり審議会というふうなものをつくったかどうか、こういうことをお尋ねしたわけですね。そうでないと、かりに設立された法人、協会が正當なものであったとしても、世間というものは必ずしもそういうふうに見ませんね。そこをやはり十分注意をさせていただきたいということをお願いいたします。

そこで次に入ります。七十六条の二十六「役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」、どうもこれだけじゃびんときないのですが、これはどういうことですか。

○野村政府委員 これと類似の規定は、公団、公社その他、公務員以外でありましていわゆる公務に従事している者についてある規定でございます。この規定の内容は、刑法第七條第一項に「本法ニ於テ公務員ト称スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ従事スル職員、委員其他ノ職員ヲ謂フ」というふうな書きでございますが、いわゆる刑法にありますが公務員に特有の犯罪というものがございまして、それはたとえば公文書偽造罪あるいは瀆職罪、その他公務員に対して他から加えられる公務執行妨害罪、こういうようなものがあるわけでございます。これは一般の人にはない、公務員だけに適用される犯罪でございます。個々の協会

の役員及び職員につきましては、その職員につきましても、これは身分は公務員ではございませぬが、公文書の偽造が行なわれた、あるいは汚職といふようなそういう行為があった、あるいはその人の公務の執行に対して外部から妨害が加えられた、そういういふ私が申し上げましたような犯罪行為がその人たちにによって行なわれる、あるいはこの人たちに對して行なわれた場合には、刑法刑罰を適用する場合には、国家公務員と同じように刑罰の対象になりますという意味の規定でございます。

○井岡委員 そうすると、こういうふうに理解していいですか。公務員ではないけれども、公務員に準じた職員だ、簡単にいうところいうように理解していいですか。

○野村政府委員 簡単にいいますと、刑法のいま申し上げました公文書偽造、瀆職、そういう犯罪に關してのみ公務員と同様の扱いを受ける。その他は公務員とは違ふわけでございます。

○井岡委員 そうすると、その次に行きます。七十六条の三十二の三「協会は、軽自動車検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。これを變更したときも、同様とする。」、こういつてありますが、まあこれはいいです、次に行きます。これはわかりました。

七十六条の三十二の四「運輸大臣は、軽自動車検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは検査事務規程に違反する行為をしたとき、又は軽自動車の検査事務に關し著しく不適當な行為をしたときは、協会に對し、軽自動車検査員の解任を命ずることが出来る。」、こういうことですが、そうしますと、これは毎月協会から月報と申しますが、私は要すれば月報が一番いいと思うのですが、おそらく日報をあなたの方のほうでとるわけにもいかないでしょうが、どういうようにしてこれを見つづけるのですか。

○野村政府委員 ここにあります先生御指摘の第四号の規定でございますが、これはたとえば先ほ

ど先生御説例になりましたように、民間からの申告というところもありましょう。それから検査員を監督する支所長その他の役員、職員がそれを発見するということもあると思ひます。そのつど、その検査員が法律に違反する、あるいは運輸大臣の命令に違反した、あるいは事務規程に違反したという客観的な事実が発見された場合は、この検査員を、この人を採用する権限はその協会の支所長といひますが、協会にあるわけですから、特に大臣が、この男には不正があったからやめさせなさいという命令を出すということ、その発見の動機は一般的な監督もありましょうし、行政監察のこともありましょうし、あるいは民間からの通知の場合もあるわけです。

○井岡委員 私の時間は三十分で二分過ぎましたから、もうあと二、三ですが、これはこの次に同僚の議員のときに関連させていただきます。

ただお願いをしておきたいのは、いまの話ですが、やはり月報をとるとかなんとかの方法をしないとなかなかいかないのじゃないか、こういうふうに思ふわけです。支所から月報を陸運局がとる、こういうようなことをしないと、なかなか厳密に精査をすることができないのじゃないか、私はこういうことを申し上げて一応なにしておきます。

○小峯委員長 宮井泰良君。

○宮井委員 それではできるだけいままでの委員との重複を避けましてお伺いをしたいと思ひます。

まず条文の第七十六條の二十五、これは職員の兼職禁止の条項でございますが「職員は、自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を経営し、これらの事業の業務に従事し、又はこれらの事業を経営する者の団体の役員若しくは職員となつてはならない。」、こうなっております。職員の兼職禁止の規定がなされております。この内容は第七十六條の二十、いわゆる役員、欠格事項、すなわち役員になれないというこの理由と軌を一にしておる、このように思ひま

す。職員も役員と同じく官庁に勤務していた退職者でなければならぬという内容で、役員もそうであるが、職員もその中核は役人の退職者が占めることになるというふうにか考へられたいわけでありまして、すでに現在運輸省の現職にある人が近く退職して役員や職員になるというふうなうわさもよくよく耳にいたしておるわけでありまして、こう見えますと、われわれは運輸省のお役人さんのおお捨て山をつくるために手を貸しているのではないか、このように考へるわけでございます。

そこで大臣は、かつて運輸省に在籍した者はこの協会の役員、職員にはなりませぬという約束がここできるかどうかわすね。これはおそろくできないと思ひます。私はあながち役人が入つてはいけないというのではありませぬが、全部お役人さんの退職者ばかりで占めたということでは世間の批判を受けることになる。したがって、お役人さんの占める率と申しますか割合というものが過半数をこさないというふうな保証がここで大臣はできるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○丹羽国務大臣 ただいまの国民に対する感覚につきましては御注意、まことにありがたい次第でございます。やはり役人がほとんどを占めてしまふ、いま宮井先生おっしゃったようなことでございまして、国民は納得いかぬ、私もそう思ひます。大体におきまして、どのくらいの比率がいいか、またそのときの得られる人材の質、適材適所、数があるかどうかという問題、民間からぜひ御参加もいただきたい。役所のほうも、實際申しまして、適材でなれた人はなるべく役所にもいてもらいたいという実情もございまして、そういう申しましたような過半数をこえるというところもなからうかと思ふ次第でございますが、いまの御趣旨に沿ひまして十分その点を参考にしたしまして、そうしてその人選につきましては国民が疑惑を抱かないようにいたしてまいりたい、こういうふうに思つておる次第でございます。

○宮井委員 はつきりお答えをいただきましたが、わけですけれども、その趣旨に沿ってやられるという事でございしますので、それを了としたしたいと思います。

その次に第七十六条の二十七、これは業務に関する規定というふうになっておりますが、その業務遂行の前提といたしまして年度予算をもつて軽の実態調査、指定工場の処理能力の調査等を行なうことにしているわけですが、これは結果を待たなければならぬ、こういうことになっておりましたが、その結果を基礎といたしまして、第七十六条の三十一において検査設備を備えることになっております。その設備というものは全園で五十三カ所設けることになっておると伺っておりますが、これは沖繩は含んでいないのか、それが第一点。

それからもう一つは、北海道、東京、大阪、名古屋、福岡、神奈川等の都道府県には行政単位に何カ所くらい設備するお考えなのか、この点をお伺いしたいと思います。

○野村政府委員 まず第一点でございますが、五十三カ所の中には沖繩を含んでおります。それから各府県につきましていわゆる支所と申しますか、この協会の出先をつくりましては、北海道は七カ所、これは現在の陸運事務所の区分と対応するものでございしますが、それ以外は都府県に支所として一カ所でございます。ただ、検査の施設につきましては、これは先ほどの井岡先生の御質問とも関連するかと思いますが、発足当時はその支所を一カ所つくりませんが、その支所に属する具体的な検査施設の場所につきましては、大都會の検査の需要の多いようなところについては、幾つかのコースをつくるということも考えておるわけでございます。

○宮井委員 ただいま私、北海道、東京、大阪、名古屋、福岡、神奈川、こういうふうに具体的に県名を申し上げたのですが、それではそれはまだはつきりきまつていない、こういうことですか。

○隅田説明員 具体的な問題でございますので、私、整備部長からお答えさせていただきます。

先生がおあげになりました各府県につきましては、局長がただいま申し上げましたとおり、現在とありあらずのスタートにおきましては、一カ所の支所でスタートいたします。将来の業務量その他を勘案しながらこの協会自身もいろいろと考えていくと思ひますし、われわれも行政指導しながら、場合によっては複数になるということは当然考えられてくるだろうと思ひます。

○宮井委員 わかりました。

そこでこういう施設というものはどういう場所に設けるかという事でございします。たとえば、東京で申しますと、駿洲とかあるいは足立とか練馬とか既設の車検場にこれを併設していくという形か、それとも別のところに求めるか、こういう点なんですが、これはいかがですか。

○隅田説明員 まず原則から申し上げますと、やはり国の車検場とそう離れないところでやったほうが、おそろくいろいろ、業界と申しまして、自動車の使用等としまして便利でございします。その方向で検討させていただいて思ひます。また、国の車検場の用地に余裕があれば、場合によってはその用地の一部を貸すというふうなことも考えてみたい、これも考えております。ただ、実際問題、ただいま先生が例にあげられました東京というふうなところになりますと、現実の問題といたしましては、国の車検場の中にもすでに貸す余地はないだろうと思ひますし、その隣接地が直ちに買取可能かということになりますと、ちょっとこのところでは何とも申し上げられないと思ひますが、できるだけそういう原則に立つて全国の車検場配置は考えていきたいと考えております。

○宮井委員 この近辺にそれを求めるといたしますと、非常に地価が高い、こういうことでございしますから、その点はどういうに検討されておりますか。

○隅田説明員 繰り返しますが、ただいま申し上げたような原則で現在検討しているところでござい

いまして、地価の問題になりますと、それは個々のケース・バイ・ケースで非常に変わってくると思ひますので、現在のところでは全国の平均的な単価を想定しながら一つの計画はいたしておりますが、具体的な問題といたしましては、協会発足後、協会自身が考えますそれをわれわれは行政指導していきたくと思ひております。

○宮井委員 その辺はひとつ行政指導をがっちりやってもらいたい、このように要望いたしておきます。

次に、この検査協会の軽自動車検査員といふのは、現在の検査員、すなわち、公務員とは資格の点で同じなのか。それとも差を設けるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○野村政府委員 この軽自動車の検査員の資格と申しますか、どういふ人を検査員にするかということと考へておられますのは、技術的な能力、こういう自動車の検査の検査能力という点については、公務員と同じような能力を持った人ということを考えておるわけでございます。それは具体的にいろいろ異なる出身の人を通じて検査業務等について相当の知識、経験を有する人、たとえば自動車の検査に對して五年以上の経験を有する者、これは官吏だけではございせん、民間の経験も含むわけでございます。あるいは、自動車に關する業務の経験が五年以上で、理事長が適當と認めた者ということで、一般的な基準としては、國家公務員の検査官あるいは指定整備事業の検査員と同じ技術的な能力を持った人を考へておるわけでございます。

○宮井委員 そうしますと、もう一度確認いたしますが、軽自動車の検査員も現在の検査員も同じ立場であると理解してよろしゅうございしますか。

○野村政府委員 同じ立場と申しますか、検査を執行する能力については同等のものであるというふうに考へております。

○宮井委員 それでは、資格というものは同じかどうか、その点はどうですか。

○野村政府委員 この資格というものは、私がいま申し上げましたような原則に基づいてきめるわけでございます。実質的には同じと申し上げていいと思ひます。

○宮井委員 何かこうよくわからないのですが、実質的には同じ、そうしたら、ほかに何か違うところはありますか。

○野村政府委員 経験年数とか、その人の検査官としての技術的な能力を審査するものさしは、同じものさしでやりますと、こういうことであります。

○宮井委員 まあいいでしょう。その辺をひとつはつきりしてもらいたいと思ひます。

次に、この検査協会の検査事務所を全園で五十三カ所設ける、先ほどもお聞きしたわけですが、検査協会の業務といたしましては、検査を行なう事務所ごとに所定の検査設備の設置及び維持並びに軽自動車検査員の選任を行なわなければならない、このようになっておるわけでございます。この場合、当初の資本金として一億五千万円でございますが、政府が全額出資するのは當然といたしまして、追加出資の道も開かれておるようでありまして、それでも不足するときは金融機関から借り入れすることになる、このように思ひます。そうしますと、金利負担が増加するというふうになります。これらの資金で土地を購入して、建物建てて、人件費を払うとしますと、収支を償うためには手数料を取ることになってまいりますけれども、その点一車両についてどれくらいの手数料を取られるおつもりか、その辺のところをお伺いしたい。

○野村政府委員 現在考へておりますのは、先生のおっしゃる通りに、当初は政府の利子のつかない全額出資の出資金、それからそれ以外の必要な経費といひますか、支出をまかなうために銀行借り入れをして、発足の四十八年度は赤字になつて、四十九年度で平年度やつと黒字になる、その赤字を解消していかなければならないということでございますが、平年度になりました、御指摘のように検査の手数料が収入になりました、それで

ま申し上げましたような原則に基づいてきめるわけでございます。実質的には同じと申し上げていいと思ひます。

○宮井委員 何かこうよくわからないのですが、実質的には同じ、そうしたら、ほかに何か違うところはありますか。

○野村政府委員 経験年数とか、その人の検査官としての技術的な能力を審査するものさしは、同じものさしでやりますと、こういうことであります。

とは、私たちとしていろいろ手を打っておりますことは、ポーターブルの機械をある程度用意いたしております。このポーターブルの機械を使いまして、現地へ行くときに持っていくてやるというこ

とが一つでございます。それからブレーキテストのような場合には、これは機械がなければどうしても実にはできないというものではないのでございまして、ただ、実際上非常に多くの機械を流し作業のような形でやる場合には、これは実際上はブレーキテストという機械を使わなければ不可能でございますが、非常に件数の少ないようなところでやるような場合には、現実の車を走らせてとめてみるというような素朴な方法でも検査は可能でございます。そういう意味で、出張検査、機械を持っていくといひましても、何も大きな国が車検場で現実に使っているものを全部かついでいかなくてもやれるということでございますが、あり方としては以上のような二種類でございます。この協会の検査も、出張検査につきましまして同じような姿になるだろうと思ひます。

○宮井委員 それで、現在の車検の場合、現時点で実際、実例としては、いまおっしゃったこととすか。――それでは、先ほどの話に戻ってちょっと恐縮ですが、あと先になりましたが、検査場を増設するとして、その建設費というものは、先ほども述べましたように、地価の高騰する中におきましては、用地購入費に相当額をつぎ込むというところでございまして、まあ、いまもやりとりをしたわけでございまして、将来検査手数料の値上げというものは絶対考えていないのか。それとも考えているのか。普通車の中の小型車と軽というものは同じ料金ですから、その場合に普通車の小型車の値上げをまた考えておるとか、こういうふうなことは、地価が高騰する中で用地購入費に相当額をつぎ込むだけに、私たちはそういうことを考えるわけですが、その点はどうですか。

○野村政府委員 先生御指摘のように、たとえは経費が非常に上がったからそれを直ちに値上げに転嫁するといふようなことは考えておりません。現在の制度は法律でもちまして全部を通ずる検査手数料のワクをきめてあるわけでございます。その法律の範囲内で具体的に政令で金額をきめてい

る、こういうことでございまして、そこにそういう一つの大きな制限があるわけでございます。したがいて、この協会の経理内容ということでは、協会の経費がかさまないようにいろいろ努力をしなければならぬわけでございますが、そのために経費がどうしてもまかなえないから安易に手数料を改定するといふようなことはないうにいたすつもりでございまして、またそういう方向でいけるものと思ひます。

○宮井委員 いたすつもりでおりますということではちょっと困るのですね。はつきりひとつお答え願ひたいのですが、それはそれとしまして、その次に検査員といふものは当初五十三カ所で何名くらいを予定しておるわけですか。

○野村政府委員 全体の職員の中で全国を通じて、発足当初はいわゆる検査員としての資格を持った検査員は百二、三十名というふうに考えております。

○宮井委員 百二、三十名をお考えになつてゐるということですが、この充足といふものには確信があるのかどうかということですね。実際技術をマスターした者の確保といふものは絶対できるか。この点はどうですか。

○野村政府委員 先ほどの先生の御質問とも関連すると思ひますが、民間との兼職禁止の規定はございまして、民間をやめておいでになるというところであれば、これは何ら法律に抵触するものではないと思ひます。そういうことで民間にも私どもは相当の給源を期待しておるわけでありま

す。それともう一つ、最近の整備士の技能検定試験を受ける人々の数を見ましても、大体一年間に十万人くらいの方が受験しておられる。もちろんそれが全部検査員になり得る技術能力を持つてゐるというわけではございませんが、そういう給源があるといふことを考えますと、現在は非常に人手不足の時代でございまして、相当協会として努力し、また役所としても行政指導すること、ぜひ民間からそういう大ぜいの方を出し

ていきたい。そして要員の確保をいたしたいと思ひます。

なお、私先ほど百二十名ほどと言ひましたのは、これはもちろんいわゆる資格を持つてゐる正式な検査員でございまして、そのほかそこまで至らないけれども、検査員の業務を補助するといふ人もあるわけでございます。そういう人々を養成していくといふことによつて確保することも考えられるわけでございます。

○宮井委員 そこで、これはちょっと関連して、話が飛ぶようですが、自動車重量税ですね。これについてちょっとお伺ひしたいのですが、現状の一律七千五百円、これに据え置くのかどうかという原則からいたしますと、将来どうしていくのか、この点をちょっと……。

○野村政府委員 税金の基本的な問題につきましては、私、税務当局ではございせんので、必ずしも金銭的なお答えはできませんが、現在審議をお願ひいたしております法案におきましては、自動車重量税が、種類のいかんを問わず軽自動車は一回七千五百円ということになっておりまして、附則でもちまして、これを当分の間維持するといふことでございまして、今度の軽自動車検査の対象になつたために、軽自動車の納むべき金額あるいは納め方といふものは変わらなせん、一回七千五百円という現状が当分の間維持される、こういうことになっておるわけでございます。

○宮井委員 重ねてお伺ひしますが、重量税は車検時徴収ということが原則ですが、そうしますと将来どうするか。ボディがだんだん大きくなつたあるいは重さも重くなつていくといふようなこととすね。そういう場合の具体的なことをお伺ひしたい。

○野村政府委員 私がただいまお答えいたしましたのは、軽自動車についての重量税の問題でございまして、軽自動車以外の自動車の重量税といふことになりまして、これは税制の基本的な問題でございまして、私からの確かなお答えはできないと思ひます。

思ひますが、軽自動車につきましては、いま申し上げましたような現行の金額、方法が当分の間維持されるということでございます。さうして御承知お願ひしたいと思います。

○宮井委員 それじゃその当分といふのはいつごろまでですか。

○野村政府委員 当分といふのは、期間が明示されておられせんし、これも大蔵省の所掌でございます。私どもは別段の措置がされない限り――当分といふものは、従来の例によりまして、相当に長い期間もありますし、そうではない期間もございまして、自動車重量税はでき上がったばかりでございまして、私のほうからもちろんこれを積極的に改定をするといふようなことは考えておりません。改定を考へるというようなことはいたしておりません。

○丹羽国務大臣 ただいま自動車重量税の問題でございまして、当分の間についての御質問でございます。ここに御専門の徳安先生がおいでになるので、私からあれでございまして、実は重量税、自分の間、これはもちろん国会の御審議、国会でおきめなされることでございます。私ども軽自動車につきましては、あくまでも慎重な態度をもちまして、今日の状態を相当長く続けてまいりたいという意見を、私どもは強く持つていくつもりであります。さうして御了承願ひたいと思ひます。

○宮井委員 その辺のところもさらにまた今度突っ込んでお伺ひしたい。こういう問題もまた一応保留いたしておきます。

次に、第七十六条の三第十一に「軽自動車の検査設備」といふものがありますが、機械の種類ですが、具体的に機械設備はどのくらい整備するの、その点をお伺ひしておきたい。

○岡田説明員 機械の設備といたしましては、国が現在やっておりますものと種類としては変わりはございせん。ただ現実の機械は、軽自動車専用の機械でございまして、比較的小型軽量のものになるかと思ひます。御参考までに名前を申し上げますと、サイドス

リッテストター、ブレーキテストター、速度計試験機、テストリフト、音響計、前照灯試験機、一酸化炭素測定器、重量計、この辺が現在考えられておるものであります。四のいままでのものと同じでございます。

○宮井委員 この機械類はわかりましたが、これらのものは民間指定工場の検査設備の基準と同じなのか違うのか、その辺はどうですか。

○隅田説明員 継続検査をやるものとしては同じでございます。いま申し上げました機械の中で申しますと、重量計は一般の指定整備工場では要らないだろうと思ひます。

○宮井委員 そうしますと、大体これに要する資金というものは幾らくかかるものですか。

○隅田説明員 一コースつくる場合を考えますと、機械だけで大体七百万程度でそろえられると考えております。

○宮井委員 次に、この検査設備設置費用は幾らくかかるわけでありましょうか。一検査設備場が大体幾らくで、全国五十三カ所で大體幾らくになるか、この点をお伺いします。

○隅田説明員 一コースあたりで申し上げますと、土地のほうは単価としてはちよつと各個ばらばらになっておりますので、平均で申し上げてもあまり御参考にならないと思ひますが、建物と施設、土地単価は一平米当たり一万五千円を一応の計算の基礎としてやっております。一コースで計算いたしますと、大体この検査施設の概算は二十四百万くらいでできるだろう、こういうふうに考えております。

○宮井委員 それでは今度五十三カ所で大體幾らになるのですか。

○隅田説明員 全体を合計いたしますと、十九億ちよつと、約二十億近くになるものと思ひます。

○宮井委員 そこで、一億五千万で土地を求めてあるいは建物を建て、整備をいたしまして、これはとうてい間に合わないと思ひます。この資金につきましては七十六条の五の二において増

資ができることになっておる。借り入れをするこのことについての規定は第七十六条の三十六で定められておる。大臣の認可を受けることになっておるわけですが、その最高額について法では規定されてないようには思ひますが、大臣が認可するかしないかで押えていくのかどうか、その辺はどうなんでしょう。

○野村政府委員 資本金の金額につきましては先ず御指摘のように法律に書いてございまして、借り入れ金は大臣の認可でございまして、その限度については大臣の認可にかかるわけでございますが、その大臣の認可という場合は当然健全な経理内容と、それから先ほど齊藤先生の御質問にも関連いたしますが、十分利益をあげるようなものでもない、あげるべきものではないという協会の性質、それから協会としての公共性からくる御判断によつて適正な額というものが認可の対象になると思ひます。そういう意味で無制限な額ということは考えられないわけでございます。

○宮井委員 次に、東京の足立にございましてこの〇〇というある整備工場をわが党の松本委員と一緒に今回の法案審議にあたりまして私は見てきたわけでございます。これは四十七年三月に認可になったものでありまして、普通自動車専門であります。それもトラックばかりでやっているところである。

「加藤(六)委員長代理退席、委員長着席」いろいろと聞いてみますと現実には軽の車検はやれない、こういうようにいっておるわけでありまして、それはなぜかと申しますと人手の問題がある、こういうことであります。機械設備というものはまあまあできる。しかし現状をいたしましては、現在の施設の資金回収もまだできてない状況ですけれども、その上に新しい施設を中心に設置していくわけでありまして、その機械設備はできるとしまして、どこが難点かといひますと人手が集まらない、こういうことですが、その点はどのようにお考えになっておるのでしょうか。

○野村政府委員 自動車分解整備事業、ことに中

小零細企業の多い企業の経営にあたりまして、現在の社会、経済状態から非常に人手不足という現象が多いことは私もよく存じておるわけでございます。これは、基本的にはこの整備事業の育成をはかつて極力機械化、省力化をするというようなことで人力の合理的な活用という方法を講じなければならぬと思ひますが、基本的には企業の基盤を強化していくということであらうと思ひます。

そういう意味で先ほど申し上げましたが、私も民間に検査員等の技術者を期待するわけでありまして、民間のそういう現状にかんがみまして、これをたとえは奨励して引き抜くとかそういうようなことのないように、その辺は十分実情に合わせた考えをもちたいと思ひます。民間の整備工場の人手不足ということにつきましては、私も別の面の行政指導でできるだけこれをお助けするということをやりたいと思ひます。

○宮井委員 先ほどの答弁では、その辺は民間のほうからあれしなして協会へ持つてくるという答弁があったわけですが、いまお聞きしておるとそういうものは引き抜かないようにします。この答弁の食い違いはどうかですか。

○野村政府委員 私が申し上げましたのは、比較的大きな企業等で、そういう技術者の給源というよりなもので、適任者があればそういうところから給源を期待するということで、たとえば、先生御指摘のような中小企業で現に人手不足で困っておるようなところから引き抜くというよりなことはいたすつもりはございせん。そういうところでは無理をして人をかき集めるということでは決してございせんので、その辺は民間につきましてもいろいろ企業の実情に応じて協力をお願いするということでございます。

○宮井委員 それでは中小企業その他そういう人手不足で苦しんでおるようなところから絶対というところはしない、こういう確約ができますか。

○野村政府委員 御質問の趣旨に十分沿つて答へたす考えてございまして。

○宮井委員 先ほどの答弁の食い違いという点は後ほどに保留いたしておきます。確かにそういう意味の答弁であったのかどうかは、いろいろ議事録をよく調べてお質問をするということをや、よろしく委員長にもお願いしたいと思ひます。

次に、この整備工場の現状というものをここでちよつと述べますと、二級整備士一名、二十四年間経験、年齢五十歳、同じく二級整備士三人、これは十五年以上の経験です。これは年齢でいきますと三十歳代、あと非常に経験が少ない者が十人おるわけです。その内訳としましては二級整備士が二年の経験者が二人、三級整備士、これは三年経験、これが六人、あとの二人は無資格である、この工場はこういう現状であります。そこで新規募集の張り紙を一年じゅう工場の入り口に掲示してあるわけです。安定所にも申し込みを一年じゅうしておるわけです。新聞広告も高いお金を出してやっておりますが、なかなか来ない。昨年の実績は、六人來ましたけれども結局定着しなかつた。このところ若干来て、最近三人入ったさうであります。これも定着するかどうかというところは非常に疑問になっているのです。そういうことなので、この点の実態を安易に考えてもらつては困るので、ここでただ答弁しておけばいいという問題ではありせん。その点は大臣どうですか、見解を……

○野村政府委員 ただいま先生が御説明になりましたように、おそろくこれは指定整備工場だと思ひますけれども、指定整備工場であつてもなかなか人手不足であるという実情、先生のお話で私どもよく理解できたところでございまして。しかしながら、これは技術者でございまして、普通の人手不足と事情が違つておる深刻であらうと思ひます。そういう意味におきまして、先ほどちよつと申し上げましたが、整備士の技能検定を受験するという人は、年固十万人程度の者が受験をしておるわけでございます。そういうことで技術者の

給源というものはかなりあるわけでございます。したがって、そういう方が中小企業等の整備工場に就職をし、定着されるにはどうしたらいいかというところは、私どもも十分真剣に検討をして、そして業界の意見を聞きながらやっていかなければならぬ。それにはやはり労働条件の改善というようにあることもあろうかと思ひます。そういうことを考えますと、全体としての指定整備事業の企業の基盤を強化して、そしてそれを魅力ある職場にするということ、せっかく毎年多数受検しておられるその技術者の給源というものをできるだけ労働条件の改善等も業界にやっていただいて、そういうところに吸収し、定着するような方策を十分検討したいと思ひますけれども、ひとつ先生方にもよろしく御指導をお願いしたいと思ひます。

○丹羽国務大臣 ただいま自動車局長から御答弁いただきましたが、技能者の確保ということ、ただいま宮井先生から御指摘がございましたように、これは非常に容易ならぬ深刻な事態に立ち至っておるといふ次第でございます。ただいまは軽自動車の整備士の問題でございますが、あらゆる点につきまして私ども運輸行政を担当いたしております、その技能者をいかにしてこれから確保するかというこの根本策をどういふふうに持っていくかというところは、いま非常に焦慮いたしております、この対策に苦心しておる次第でございますが、これはいま自動車局長が御答弁申し上げましたように、やはりどうしても労働条件の改善ということがまず第一の問題だろうと思ひ次第でございます。

そこで、この労働条件の改善をいかにするかというところは、中小企業におきましては中小企業の経営が健全になっておるか、中小企業を育成する諸政策が適切に行なわれているかどうか、これをいかに強力に行なうかということと相まって行なわれる次第でございます。これら政治の努力というものが一番大切な次第でございますので、私どもも極力その方面でつとめてまいりたい。いま先

生がおっしゃったような技能者を確保できませんと、せっかくいろいろの施策をいたしまして、設備をいたしまして協会をつくりまして、ほんとうに何にもならないという結果になる次第でございます。まして、根本の一番大きな問題でございますので、私どもも極力努力をするつもりでございます。から、また一その御鞭撻と御協力をお願いする次第でございます。

○宮井委員 重ねて私はここで言っておきたいのですが、この工場などでは、現状を拡大して仕事を取らなければならない、十分採算がとれておるから軽の車検などはもうごめんこうむる、こう言っておるわけでありまして、もちろんこれは普通車でございますけれども、小型をやっておるところでもなかなかすぐというわけにはいかないことでありまして、軽自動車検査協会でやれない分を民間にやらせるというお考えでございまして、いま述べましたように、当初から民間を当てにしているようでは向こうからはすれていく、こういうことを強く思ふわけでは。その点はどういふ御見解をお持ちですか。

○野村政府委員 おっしゃるように、現在の指定整備事業者の形で今後軽の指定を受けるかどうかという問題は、それぞれのお客筋と申しますか、またその企業内の需要によりましていろいろな立場のことがあると思ひます。私ども基本的な考えとしておりますのは、将来軽の検査をやります場合に、大体官側と申しますか、協会が五〇％、あとの五〇％を民間の軽の指定整備工場に期待をしておるわけでございます。もちろん軽の指定整備工場には、軽だけをやり得るような設備、人員の指導をやりまして同時に、小型の中でも、そういう軽に適切な設備をすれば、小型をやっておられる方も受けられるということでございます。その辺は御本人といひますか、その企業の希望によつてこちらは指定をするわけでございますので、無理やりに軽の指定をふやすために指定をするということではございません。基本的には半分は協会がやり、半分は民間の指定工場でやりたいという計

画でもって発足をしたいと考えております。

○宮井委員 まだたくさんこれから聞きたいこともございます。こちらから聞いてもらいたい意見も十分持っておりますが、時間がございませんで、あとはまた保留をいたしておきたい、このようなことを申し上げまして、終わります。

○小峯委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時三十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕